二　次のイ及びロを満たすこと。
イ　前号イからハまでを満たすこと。
ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチックの重量の合計の割合が十パーセント以上であること。

5　家庭用洗浄剤容器のうち、詰替え本体容器、ボトル形容器及びフィルム形容器以外のものに係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。
一　次のイ及びロを満たすこと。
イ　第一項第一号イからホまでを満たすこと。
ロ　原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
台所用洗剤	○・○五○
食洗器用洗剤	○・○二○
住居用洗剤	○・○六○

二　次のイ及びロを満たすこと。
イ　第一項第一号イからホまでを満たすこと。
ロ　第一項第二号ロを満たすこと。

附　則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○経済産業省告示第百十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年七月二十四日　経済産業大臣　武藤　容治

番号	名称	住所	
5312	株式会社ヨリソイ	鹿児島県鹿児島市東谷山四丁目二十四番二号	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
			令和七年二月十七日から令和八年二月十六日まで

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十四日　中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　国道十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
中津川市落合字清水平一五六八番六一から同市山口三三七三番一二まで	前	一二・三五～四二・六七メートル	○・六三五キロメートル
	後	一四・七四～四四・一九メートル	○・六三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理解職
国務大臣　村上誠一郎
財務大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上七月十九日）
国務大臣　武藤　容治
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（七月二十一日）
（在ロシア日本国大使館参事官）
外務事務官　武田　行生
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずる（七月二十二日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房国際課付）検事兼法務事務官　清水　隆裕
法務省刑事局付に併任する
法務省大臣官房国際課付の併任を解除する（七月十九日）

会計検査院

検査官　挽　文子
会計検査院長原田祐平帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（七月二十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、エジプトの国祭日につき、七月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

令和七年七月二十四日　内閣総理大臣　石破　茂

第百三十号を第百三十一号とし、第百九号から第百二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第百八号の次に次の一号を加える。

百九　楽天モバイル株式会社

国営訓子府北栄土地改良事業（農業用用排水―明渠排水）計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、国営訓子府北栄土地改良事業（農業用用排水―明渠排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年7月24日　農林水産大臣　小泉進次郎

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営訓子府北栄土地改良事業計画書（農業用用排水―明渠排水）の写し
2　縦覧期間
令和7年7月24日から令和7年8月14日まで
3　縦覧場所
国土交通省北海道開発局のウェブサイト